正誤

平成二十一年三月三十一日付け奈良県公報号外第三十九号正誤表

題名	ページ	行	誤	正
特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程の一部改正	二	十から十四	同表奈良県食品衛生検査所の項中「日曜日（一月五日及び十二月二十七日から十二月三十日までに属する日が日曜日に当たる場合は、職員ごとにその日の属する週に一回所属長が定める日）及び職員ごとに四週に三回」を「職員ごとに四週に七回」に、「日曜日及び毎週一回」を「職員ごとに四週に八回」に改め、同表奈良県立野外活動センターの項中「職員ごとに四週に八回所属長が定める日」を「右同」	同表奈良県食品衛生検査所の項中「右一週間範囲内」を「右当たり四十時間を超えにおいて、所属長が定同」

ない める。	に改め、同表
」	
奈良県立野外活動センターの項中「右同」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間を超えない範囲内において、所属長が定める。」	